

福島県知事選挙のお知らせ



わたしたちの意思を正しく政治に反映させるために、一人ひとりが投票することが大切です！
わたしたちの代表者を選ぶ重要な機会です。棄権せずに、大事な一票を投じてください。

投票日 **10月25日（日）**

投票日の投票時間：午前 **7** 時から午後 **6** 時まで

投票日の投票場所：投票所入場券（ハガキ）に記載の投票所

投票日に用事のある方は、**期日前投票**をしましょう！

■ 西郷村総合庁舎 （小会議室）

期日前投票できる期間

10月9日（金）～24日（土）

午前**8時30分**～午後**8時**

■ イオン白河西郷店 （2階イベントスペース）

期日前投票できる期間

10月23日（金）～24日（土）

午前**10時**～午後**7時**

■ 期日前投票に持参するもの：投票所入場券（ハガキ）

※ お手元に投票所入場券が届かない場合や投票所入場券を忘れた場合でも、
選挙人名簿登録の本人確認ができれば、投票をすることができます。

● 投票できる方は？ ～ 今回、新たに村の選挙人名簿に登録される要件 ～

★ 平成20年10月26日までに生まれた方（投票日に **満18歳** 以上の方）

★ 令和 8年 7月 7日までに西郷村に転入届を出した方

※ 西郷村から福島県内の他の市町村に転出された方で次の①②の条件を両方とも満たしている方も投票することができます。

① 西郷村から転出して4か月を経過していないこと。 ② 転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていないこと。

（なお、あらかじめ西郷村住民生活課又は現住所地の役場窓口で「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、ご提示いただく必要があります。）

期日前投票ができない方は、

不在者投票の制度があります。

- ★ 都道府県選挙管理委員会指定の病院・施設で不在者投票をする場合
指定病院・施設で不在者投票をするには、入院・入所者の申し出により、病院長・施設長が投票用紙を請求することとなりますので、お早めに病院・施設の事務担当者に申し出てください。
- ★ 長期出張等で他の市区町村選挙管理委員会では不在者投票をする場合
本人が西郷村選挙管理委員会に請求し、送付された投票用紙を滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参して、投票することになります。
- ★ 郵便による不在者投票ができる場合
（ア）身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢等の移動機能の障害が1級若しくは2級、内臓障害が1級若しくは3級、免疫若しくは肝臓の障害が1級から3級までのいずれかの記載のある方、（イ）戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢等の障害が特別項症から第2項症まで、内臓障害が特別項症から第3項症までのいずれかの記載のある方、又は両下肢等の障害が（ア）若しくは（イ）の程度に該当すると県知事が証明する場合、（ウ）介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護5と記載のある方は郵便等により自宅で不在者投票をすることができます。郵便等による不在者投票は、選挙管理委員会が事前に発行する郵便等投票証明書を持参して請求しなければならないので、お早めにお問い合わせください。

※ いずれの場合も郵送等により投票用紙等を送付・返送することとなりますので、お早めにお問い合わせください。

<< 期日前投票をスムーズに行うために **事前の署名** を！ >>

投票所入場券に期日前投票を行う際に記入する宣誓書欄を設けております。投票所にお越しいただく前に、あらかじめ署名を済ませておくと、スムーズに投票が行えます。

混雑緩和のためにも、事前の署名にご協力をお願いいたします。

記入例

宣誓書（兼請求書）

私は、令和8年10月25日執行の福島県知事選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

1. 仕事、学業、冠婚葬祭
 3. 疾病・負傷・出産など
 5. 他市区町村に居住
2. 旅行・外出など
 4. 交通至難の島等
 6. 天災・悪天候

上記は、真実であることを誓います（不在者投票を行う場合は、併せて投票用紙等を請求します。）。

西郷村 選挙管理委員会委員長 様
 8 年 1 0 月 2 0 日

氏名	生年月日
西郷 太郎	明・大・昭・平 XX 年 1 月 1 日
住所	
西郷村大字熊倉字折口原40	

選挙に際して

● 投票用紙に記入する際の注意点

- 投票用紙には、候補者1人の氏名をはっきりとお書きください。
- 投票記載台には、候補者の氏名が掲示されています。
記入する前にもう一度お確かめください。
- 書き間違えたときは、2本線で消して横に書き直してください。
- 候補者1人の氏名以外のことを記入すると、無効になることがあります。



◇◇ お子様がいらっしゃる皆様へ ◇◇

投票所には、お子様（幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者）を同伴して入場することができます。お気軽に投票所へお出かけください。

誰に投票したらいいか迷ったときは
選挙公報 を活用しましょう！

選挙公報とは、候補者の氏名・経歴・政見・写真等を掲載したもので、選挙の際に発行されます。投票所や新聞折込で配布する予定ですので、投票の際、是非参考にしてください。新聞折込日等、詳細については村ホームページをご覧ください。



村ホームページ
 はこちら

